

研修施設 Q&A

1. 「1. 申請方法」に記載されていますが、登録完了後、PDF化される認定申請書（学会ホームページ上で申請後に郵送しなければならないもの）とは、具体的にどのようなものですか？

A. 研修施設認定様式見本をクリックすると見ることができる認定申請書見本の中の、最初のページにある小児血液・がん専門医研修施設様式1の事で、A4用紙1枚分です。

2. 「2. 申請条件8.」には研修プログラムが作成され公表されていることとありますが、いつまでに公表されていけばいいのでしょうか？また公表とはインターネット上のホームページに掲載される事を指すのでしょうか？

A. 小児血液・がん専門医研修施設に認定される前には必要ありません。正式に認定されてからの公表で結構です。具体的な期限は定めていませんが、申請時に作成しているはずですので、可能な範囲で早急にお願いします。また公表とはホームページ上の公表も含め、資料請求時に速やかに入手可能な状態にあることを指します。

3. 「2. 申請条件8.」には、自施設で完了しない項目については、他の専門医研修認定施設と連携して補完することとありますが、具体的にはどのように行うのでしょうか？

A. 研修プログラムに規定する研修内容は、専門医認定申請の際に申請要件として認められるように配慮して規定をしてください。自施設で研修が行えない疾患の研修は、他施設で研修が行えるように規定してください。その方法には、自施設で研修後に他の専門医研修認定施設に赴任する、自施設に在籍しながら一定期間他施設で研修する、などがあります。腫瘍性疾患（造血器腫瘍および固形腫瘍）の研修は専門医研修施設で行う必要があります。非腫瘍性疾患あるいは造血幹細胞移植の研修に関しては専門医研修施設とは限定されませんが、指導医（暫定指導医）のもとでの研修が必要となります。その際、細則第8条1）に規定されている点（診断や治療の方針決定に参加し、かつ治療中に治療指示や病状説明を行う）が可能となるよう配慮していただく事が必要となります。

4. 「2. 申請条件の補足（*）」には、診療協力施設は、予め登録された施設とありますが、いつまでに登録されていけば宜しいのでしょうか？

A. 申請時までで結構です。（診療協力施設は特に認定研修施設でなくても可能ですので、相互の届け出は不要です。）

5. 「2. 申請条件の補足（*）」には、診療協力施設の登録にあたっては、予め当該施設長の了解を得なければならないとありますが、当該施設長の了承を証明する書式は不要ですとあります。具体的にはどうすれば宜しいでしょうか？

A. 書面の提出は求めておりません。当該施設長の了承を得た上で、実際の患者を介した診療が行われている事が必要です。

6. 「3. 申請手続き手順の4）」研修プログラムの提出には、研修プログラムの提出はワードファイルとありますが、所定の書式はありますか？

A. 特に定めていません。施設毎に診療協力施設との連携や独自の研修プログラムがあるかと思われますので書式は自由としますが、規定された条件を満たすように作成して下さい。ホームページ上の見本も御参照下さい。